

千葉労働局発表
令和7年2月12日

【照会先】

千葉労働局労働基準部 健康安全課
課長 小菅 拓也
副主任労働衛生専門官 関 高久
(電話) 043-221-4312

報道関係者 各位

偽造「技能講習修了証」を使った就業は違法です！ ～ 無効な技能講習修了証の回収の呼び掛け ～

労働安全衛生法の規定により、危険・有害業務に従事する場合には、必要な安全衛生に係る教育（技能講習）を修了した者でなければ、労働者を就業させることはできません。

労働安全衛生法に基づく技能講習は、都道府県労働局長に登録されている登録教習機関でなければ行うことはできません。

今回、下記のとおり登録されている教習機関ではない法人名で、技能講習修了証に類似するものが発行されていることが確認されました。

当該修了証は、労働安全衛生法上無効ですので、無効な修了証をお持ちの方で、当該作業に従事される予定の方は、登録されている教習機関において新たに技能講習を受講する必要があります。

千葉労働局長に登録されている登録教習機関については、当局ホームページに掲載されていますので、ご確認ください。

当該修了証をお持ちの労働者自身、労働者の所属する事業者、元請事業者等においても、修了証の記載内容を確認していただき、下記法人名の修了証等無効な修了証を認めた場合には、最寄りの労働局、労働基準監督署の窓口に相談いただくとともに、回収へのご協力をお願いいたします。

千葉労働局では、無効な技能講習修了証の所有者へ回収の協力依頼を行っております。

記

1 事案の概要

株式会社種子島（本社：千葉県木更津市）は、実際に安全・衛生に係る講習を実施することなく、技能講習修了証を交付していました。

労働安全衛生法に基づく技能講習については、所轄労働局長の登録を受けた登

録教習機関でなければ講習を行うことができないのに、株式会社種子島は登録を受けていないにもかかわらず、無効な修了証を少なくとも200枚以上、発行していました。

2 無効な技能講習修了証を発行した法人名等

法人名 株式会社種子島

当該法人は、千葉労働局ほか、他の都道府県労働局長の登録も受けていないため、労働安全衛生法に基づく技能講習修了証を発行することはできません。

3 無効な修了証について

本件無効な修了証は、別添画像のとおりです。

当該修了証には、以下のように記載されています。

株式会社種子島

(本社) 千葉県木更津4-4-1-2F (原文のまま。)

能力開発センター 滋賀県米原市●●●●

#1 滋賀労働局においても登録を受けていない。(滋賀労働局ホームページ参照)

#2 「千葉県木更津4-4-1」と表記される住所は実在しない。

4 本件無効な修了証の見分け方

株式会社種子島は、千葉労働局長ほか都道府県労働局長の登録を受けていない(登録教習機関ではない)ため、労働安全衛生法に基づく技能講習修了証を発行することはできず、同法人名のもは、無効な修了証になりますので、見分け方の第一は、法人名(株式会社種子島)になります。

また、登録教習機関が発行するものは「技能講習修了証」と記載されていますが、本件無効な修了証は、「技能講習終了証明書」と記載されている場合がほとんどです(一部「修了証」と記載されているものもあります)。

5 判明している無効な技能講習修了証等の名称(種類)

- (1) 床上操作式クレーン運転技能講習修了証
- (2) 玉掛け技能講習修了証
- (3) フォークリフト運転技能講習修了証
- (4) 小型移動式クレーン運転技能講習修了証
- (5) ガス溶接技能講習修了証
- (6) 酸素欠乏危険作業特別教育
- (7) アーク溶接特別教育

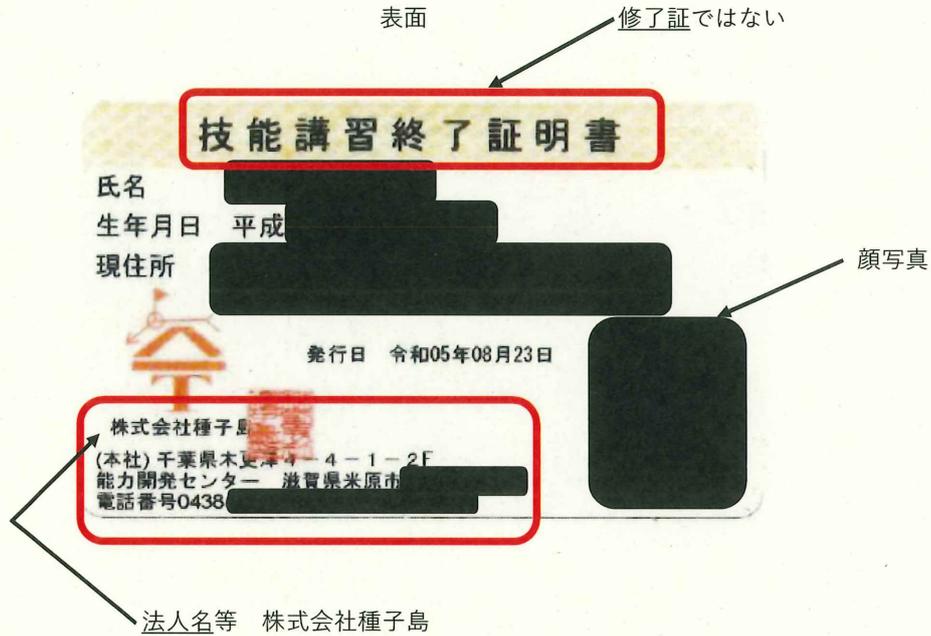
(8) フルハーネス特別教育

(9) 研削砥石特別教育

(10) 粉じん特別教育

本件においては、技能講習だけでなく、特別教育についても、講習を行うことなく、修了証が発行されています。

無効な技能講習修了証の例



裏面

床上海操作式クレーン	SK [REDACTED]	令和05年08月23日

注意事項

1. 本修了証は大切にし、作業中は必ず携帯すること。
2. 本修了証を紛失し、又は損傷した時は再交付を受けること。
3. 満18歳の誕生日より有効。

備考